

令和 7 年 5 月 2 9 日

「鶴岡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の一部改正に伴う
自動販売機設置賃貸料の消費税の取扱いの変更について

「鶴岡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の一部改正に伴い、自動販売機設置賃貸料に係る消費税について、外税として取り扱うことに改まりました。

屋内自動販売機の賃貸料は課税対象であり、下記の賃貸料算定例のとおりとなりますのでご参照ください。

なお、この変更は令和 7 年 4 月 1 日以後に契約締結したものについて適用となります。（それ以前に契約締結しているものの算定方法については、その契約期間内において、従前のとおりとなります。）

≪賃貸料の算定例≫ ※貸付料率が30%の物件の場合

・屋外自動販売機

$$20,020\text{円（売上金額）} \times 30\% \text{（貸付料率）} = 6,006\text{円}$$

⇒請求賃貸料6,006円（1円未満切り上げ）

・屋内自動販売機

$$20,020\text{円（売上金額）} \times 30\% \text{（貸付料率）} = 6,006\text{円}$$
$$6,006\text{円} + 600\text{円（消費税額）} = 6,606\text{円}$$

⇒請求賃貸料 6,606 円（1 円未満切り上げ）

※自動販売機設置に伴う請求電気料の算定については、変更ありません。

≪関連法令≫

- ・消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 1 章第 6 節
- ・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節
- ・鶴岡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 17 年鶴岡市条例第 72 号）第 8 条

≪財産（土地・建物）使用料の消費税課税対象例≫

- ① 1 か月に満たない土地の使用の場合（資材置場・足場設置等短期間の土地使用等）
- ② 建物の使用の場合（庁舎事務室等の一部使用・屋内自動販売機含む）
- ③ 建物・駐車場・その他施設の利用に伴い土地が使用される場合

※駐車場として市が地面の区画や整備、車両の管理等をしていない場合は非課税。